

## 胎内市ふるさと納税寄附金業務委託仕様書

### 1 委託業務名

胎内市ふるさと納税寄附金業務

### 2 業務目的

胎内市（以下「市」という。）にふるさと納税制度を活用して寄附をした方に対し、返礼品を贈呈することで市の特産品等の魅力を広くPRし、地域活性化につなげる。

また、それらに関する業務について、民間事業者が持つノウハウを活用することで効率的かつ効果的な運営を行う。

### 3 前提条件

市がポータルサイトとして利用する、「ふるさとチョイス」、「楽天ふるさと納税」、「ふるなび」での寄附受付を継続することを前提とした業務遂行が可能であること。

### 4 業務内容

#### (1) 寄附者データの管理・運用について

- ① 各ポータルサイトで受付完了した寄附者データ等を取り込み、一元的に管理するシステムを提供すること。
- ② 寄附申込状況、収納状況及び返礼品の配送状況等に関するデータを随時出力することができること。また、当該データについては、CSV形式等での出力が可能であること。

#### (2) 返礼品の企画、選定、各ポータルサイト等への掲載について

- ① 市の魅力を伝えることができる返礼品の企画、選定及び提供事業者との交渉を行い、市と協議の上、各ポータルサイトに掲載すること。
- ② 現在、返礼品を提供している提供事業者が継続して提供可能であること。
- ③ 返礼品の写真撮影、各ポータルサイト掲載用フリー素材の提供が可能であること。
- ④ 特産品等の送付以外にも宿泊サービスや体験型返礼品等についても企画・選定が可能であること。
- ⑤ 各ポータルサイトにおける視覚的魅力度の向上及び閲覧数の向上に資する改良を行うこと。
- ⑥ 新たに追加することができるポータルサイトがある場合は随時提案すること。

#### (3) 返礼品の発注、配送管理及び精算について

- ① 提供事業者への返礼品の発注、配送管理及び各ポータルサイトにおける在庫管理等

を行うこと。なお、定期便の返礼品についても同様の管理を行うこと。

- ② 提供事業者との連携を密にし、円滑に返礼品の発送を行うこと。また、連携にあたり柔軟な連絡調整方法をとることができること。なお、返礼品の発送は提供事業者から直接行うこととし、発送伝票の準備は受託者が行うこと。
- ③ 提供事業者への返礼品代金等の精算業務を行うこと。

(4) 礼状、寄附金受領証明書及び寄附金控除に係る申告特例申請書等の作成・送付について

- ① 礼状及び寄附金受領証明書を作成の上、納付日から1ヶ月以内に寄附者へ送付すること。
- ② ワンストップ特例申請を希望する寄附者のみに対し、寄附金税額控除に係る申告特例申請書（地方税法施行規則第55号の5様式）に寄附者情報を入力の上、記載例及び返信用封筒、市が希望する同封物と併せて送付すること。
- ③ 寄附金税額控除に係る申告特例申請書（地方税法施行規則第55号の5様式）の受付書を電子メール等にて送信できるシステムを提供すること。
- ④ 寄附金税額控除に係る申告特例通知書（地方税法施行規則第55号の7様式）の電子的送付に係るデータ作成支援をすること。

(5) 寄附者等からの問い合わせ対応について

- ① 寄附者等からの問い合わせに対し電話又は電子メール等により対応し、速やかな情報提供及び説明又は管理システムによる共有を行うこと。
- ② 返礼品に関する苦情があった場合は、速やかに対応するとともに、内容、対応状況などを市に報告すること。

(6) プロモーション支援について

- ① 各ポータルサイトにおける特集ページ、最新情報等については、市と協議の上、掲載すること。
- ② 各種情報媒体において、市や返礼品の魅力を発信するとともに効果的なPR方法を提案すること。

## 5 委託料の支払いについて

委託料（返礼品の調達及び送付に係る費用を含む。）の支払については、1か月ごとに収納状況を市に報告し、確認を受けた上で請求するものとし、市は適正な請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。

## **6 再委託等の制限**

再委託は、原則認めない。ただし、書面により市の承認を得た場合は、この限りではない。

## **7 報告及び検査**

市は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務内容の履行情報その他必要な事項について、報告を求め検査することができる。

## **8 個人情報保護対策**

受託者は、本業務の履行に当たり個人情報の漏えいを防止するため、必要な措置を講じること。また、受託者は、本業務の履行に当たり知り得た情報を本業務の目的以外に使用してはならない。本業務の履行期間が満了した後も同様とする。

## **9 必要事項の補充**

受託者が本業務を実施するに当たり、本仕様書に記載のないものであっても、技術上当然と認められる事項については、市と受託者の協議の上、決定する。